

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

- ・地域建設業の持続可能性向上に向け、地域企業と連携した若手研修会等を実施し、人材育成及び業界全体の魅力向上に取り組む。
- ・地域企業との連携を通じ、建設業界の課題解決に向けた情報共有及びDX推進に取り組む。

b. IT実装支援

- ・DXを活用した情報共有及び業務効率化を推進し、協力企業を含めた現場課題の迅速な把握と改善につなげる。
- ・業務改善で得られた知見を共有し、協力企業のDX推進及び業務効率化を支援する。

c. 専門人材マッチング

- ・上越トレーニングセンターの運営を通じ、協力企業を含めた地域建設業の人材育成及び技術継承を支援し、持続可能な地域インフラ維持に貢献する。

d. グリーン化の取組

- ・低燃費かつ高効率な建設機械及び車両の導入を進めるとともに、作業環境改善や安全性向上を通じ、持続可能な建設現場づくりを推進する。

e. 健康経営に関する取組

- ・健康経営優良法人認定制度に基づく取組を協力企業と共有するとともに、熱中症対策をはじめとした現場環境改善に協力企業と連携して取り組む。

f. BCP/事業継続

- ・災害時等においても地域インフラ維持に対応できるよう、協力企業との情報共有及び連携強化を進める。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

・協力企業を「共に地域インフラを支えるパートナー」として捉え、現場環境改善や健康経営に関する取組をサプライチェーン全体へ広げてまいります。

・地域建設業の課題解決に向けた業務改善及びDX推進を通じ、現場の声を迅速に把握し、協力企業を含めた課題解決及び安全性向上につなげてまいります。

・地域企業と連携した若手研修会や上越トレーニングセンターの運営を通じ、協力企業を含めた人材育成及び技術継承を支援し、持続可能な地域建設業の実現に取り組みます。

・低燃費かつ高効率な建設機械及び車両の導入を進めるとともに、作業環境改善及び安全性向上を通じ、持続可能な建設現場づくりを推進してまいります。

・約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年5月19日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社三原田組
企 業 名

代表取締役社長 三原田 誠
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。